

平成30年4月 支給認定及び保育所入所・認定こども園入園申込みのしおり

保育所及び認定こども園などを利用する場合には、まず認定を受ける必要があります。

1 認定区分について 3つの認定区分

年齢	理由	区分	区分	利用先
3歳以上	教育を希望する場合	1号認定	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
		2号認定	保育標準時間（11時間）	保育所 認定こども園
保育短時間（8時間）				
3歳未満	保育を必要とする場合	3号認定	保育標準時間（11時間）	
			保育短時間（8時間）	

2 施設について

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設。地域の子育て支援も行います。 【幼保連携型】幼稚園と保育所の両方の機能を備えて、一体的な運営を行う施設 【幼稚園型】幼稚園が保育の必要性のある児童のための保育時間を確保するなど、保育的な機能も備えた施設 【保育所型】保育所が保育の必要性のない児童も受け入れるなど、幼稚園的な機能も備えた施設

3 保育の必要量について

利用できる保育時間は、保育の必要性の事由や勤務時間等に基づき、「**保育標準時間（最長 11時間）**」と「**保育短時間（最長 8時間）**」に区分されます。

保育標準時間・・・主に「フルタイム」を想定。月120時間（おおむね週30時間）以上の就労

保育短時間・・・主に「パートタイム」を想定。月48～120時間未満の就労

※フルタイムの就労以外は、短時間認定になります。標準時間認定が必要な場合には理由が必要になります。

4 利用の流れ

1号認定



1. 施設に直接利用の申し込みをします
2. 施設から入園の内定を受けます
3. 施設を通じて利用のための認定申請をします
4. 認定証が交付されます

2号認定

3号認定



1. 町へ「保育の必要性」の認定申請をします。併せて施設への入所の申し込みをします。
 2. 町から認定証が交付されます。
 3. 申請者の希望、施設の状況などにより町が利用施設を決定します。
 4. 町から通知書が交付され、保育料も決定します。
- ※2. 3. 4は同時に行っています。

5 入所の申込

1号認定	認定こども園（教育部分）、幼稚園の利用を希望される方は、施設へ直接申し込んでください。申込期間や手続き等は直接施設へお問い合わせください。
2号認定 3号認定	保育所、認定こども園（保育部分）の利用を希望される方は、下記の要領により申し込みください。

(1)入所日

入所日は、原則として毎月1日となります。

(2)平成30年4月入所の受付期間

平成29年12月1日（金）～12月22日（金）までとなります。12/1より前には受け付けできません。

※上記期間以降も随時受け付けますが、期間内に提出された方を優先して入所施設を決定します。

(3)入所の受付場所

入所を希望する保育所、認定こども園等

※申し込みの前に、入所を希望する保育所（園）や認定こども園の見学をしてください。希望する保育所、認定こども園に提出していただいても、その園に必ず入所できるものではありません。

(4)入所基準(保育を必要とする要件)

施設に入所できるのは、三股町に居住している家庭の児童で「保育の必要な事由」に該当する場合です。幼児教育や集団生活に慣れさせるため等の理由では入所できません。

※具体的な「保育を必要とする要件」については「(5) 提出書類」の表を参照してください。

(5)提出書類

①支給認定申請書兼入所(園)申込書・・・※児童1人につき1部提出してください。

個人番号(マイナンバー)の提示が必要です。個人番号カード又は通知カード及び運転免許証等の身分証明書をご持参ください。

②保育を必要とする要件及び入所決定に必要な書類(入所申込書とともに提出してください)

入所理由	保育を必要とする具体的要件	提出書類
就 労	父母が仕事(内職を含む)をするため、保育が必要な場合 ・居宅外労働、内職、自営業等	①就労・内職(予定) 証明書 ②家庭状況証明書
妊娠・出産	母親が妊娠中または出産後で保育が必要な場合 ・出産月をはさんで産前2ヶ月産後3ヶ月の計6ヶ月以内	③家庭状況証明書 母子手帳(表紙と出産予定日欄の写し)
疾 病 等	保護者が病気または心身に障がいがあるため保育が必要な場合 ・保護者に障がい等があるため、就労又は保育ができない場合 ・疾病や負傷により長期間にわたり入院や通院等の治療が必要な場合	③家庭状況証明書 診断書、身障者手帳の写し等
介 護 等	長期間にわたり親族を介護・看護している場合 ・長期間にわたり疾病や心身に障がいがある親族を看護するため、児童の保育ができない場合	③家庭状況証明書 診断書、身障者手帳の写し等
求 職 活 動	求職中(仕事を探している)の場合 ・保護者が求職活動を行う場合(3ヶ月以内の期間限定)	④家庭状況証明書 求職活動状況申告書
就 学	学校等へ就学 ・職業訓練校または自動車学校等に就学中の場合	④家庭状況証明書 在学証明書
そ の 他	災害復旧の場合、他 ・災害復旧のあいだ児童の保育ができない場合 ・その他保育を必要とする要件として認められる場合	③家庭状況証明書 り災証明書等

6 保育料の決め方について（平成30年4月以降）

保育料は世帯員の収入に応じて決定される町民税額等で計算します。（保育料は、別紙参照）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年中の世帯収入に基づく 平成29年度町民税で算定						平成29年中の世帯収入に基づく 平成30年度町民税で算定					

※「保育標準時間」と「保育短時間」で保育料は異なります。

※多子世帯の保育料の軽減（きょうだいで施設を利用する場合）

1号認定の場合、3歳から小学校3年生までを対象に、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

2, 3号認定の場合、小学校就学前までを対象に、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

ただし、下記の世帯については、軽減措置があります。

①町民税所得割額が、1号認定（教育認定子ども）については77,101円未満、2号・3号認定（保育認定子ども）については57,700円未満の世帯に限り、多子計算の年齢制限が撤廃され、保護者と生計を一にする子どもであれば、年齢にかかわらず多子計算の対象になります。

年齢の高い順から第1子、第2子、第3子以降となり、利用者負担額は第1子全額、第2子半額、第3子以降は無料になります。「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとします。また、実子や養子である場合のほか、両親を亡くした子どもを祖父母やおじ、おばが保護者として監護しており、成年に達した場合なども該当します。

②ひとり親、在宅障がい者世帯への軽減措置

認定区分に関わらず、町民税所得割額が77,101円未満の場合は、第2子以降は無料となります。

7 保育料の決定に必要な書類

平成29年1月1日以前から三股町にお住まいで、町民税の申告を行っている世帯	原則必要な書類はありません。
平成29年1月2日以降に三股町に転入された世帯	平成29年度所得課税証明書（※平成29年1月1日現在で住民票のあった市区町村役場で発行します）
平成28年中の収入の申告がお済みでない世帯	速やかに申告を行ってください。町民税が確定するまでは、最高額の保育料となります。

※ 証明書類は、父母共に提出してください。

※ 同居の祖父母等がいる場合は、その方々の所得等の書類も必要となる場合があります。

※ 在宅障がい者世帯の方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当受給者証または国民年金の障害基礎年金の受給者証の写しを提出してください。

※ 上のお子さんが幼稚園（ただし3歳になった月から適用）、特別支援学校幼稚部（さくら聴覚支援学校）、児童発達支援（都北学園、ひかり園）等を利用されている場合、在園証明書を提出してください。

※ 提出いただいた書類については、認定及び入所以外の目的に使用することはありません。

8 保育料の支払先

施設	支払先	支払方法・納付期限
保育所	三股町	納付書・・・毎月末日
		口座振替・・・毎月25日(資金不足の場合は、翌月10日再振替) ※振替日が土日祝の場合は、翌営業日になります。 ※口座振替を希望される方は、金融機関へ <u>口座振替依頼書</u> の提出が必要です。原則、児童1人につき1枚必要ですが、複数のお子様が同時に申し込まれる場合は、1枚で可能です。
認定こども園	認定こども園	施設へ直接支払います。 支払方法や納付期限は施設が決定します。

9 その他

認定結果は3月中に送付する予定です。

問い合わせ先 三股町福祉課 児童福祉係 TEL0986-52-9060(直通)